

「中小企業経営支援政策推進室」の設置等について

株式会社企業再生支援機構は、平成24年4月20日に内閣府、金融庁及び中小企業庁が取りまとめた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられた当機構に関わる諸課題等に対応していくため、「中小企業経営支援政策推進室」を設置しました。

「中小企業経営支援政策推進室」では、同政策パッケージ等を踏まえ、中小企業の事業再生を支援する仕組みの再構築、当機構と中小企業再生支援協議会との連携の強化及び支援案件の発掘、事前相談等、中小企業の事業再生に関わる取り組みを進めてまいります。

なお、平成21年11月より設置していた「中小企業再生支援センター」は、「中小企業経営支援政策推進室」の設置にあわせて、廃止しました。同センターが行っていた中小企業の事業再生支援に関する事前相談等の業務は、引き続き、「中小企業経営支援政策推進室」において行います。

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

企業再生支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9階

代表：TEL 03-6266-0310

中小企業経営支援政策推進室：TEL 03-6266-0380